

スイス新憲法(抄)

1999年4月改正

= 目次 =

前文

第I編 総則

第II編 基本権、市民権、社会目的

第一章 基本権

第二章 国籍、都市の権利、並びに政治的権利

第三章 社会目的

第III編 連邦、小郡、並びに市町村

第一章 連邦及び小郡の関係

第二章 権能

第三章 財政制度

第IV編 人民並びに小郡

第一章 総則

第二章 発議権及び国民審査

第V編 連邦当局

第一章 総則

第二章 下院

第三章 上院及び連邦政府

第四章 連邦裁判所

第VI編 憲法改正並びに移行規定

第一章 改正

第二章 移行規定

最終則(1998年12月18日付連邦命令)

第2条【目的】

- 1.スイス連邦は人民の自由と権利を守り、国の独立及び安全を保証する。
- 2.連邦は、基礎自治体(commune)の繁栄、持続する発展、国内団結、国の文化的多様性を庇護する。
- 3.連邦は、最大限に機会の均等を保証するよう注意する。

4.連邦は、(イ)天然資源の持続的保存、及び(ロ)国際の正義と平和の為に努める。

第4条【国語】

国の言葉は、ドイツ語・フランスと・イタリア語・ロマンス語である。

第18条【言語の自由】

言語の自由は、保障される。

第21条【芸術の自由】

芸術の自由は、保証される。

第35条【基本権の実現】

1.基本権は、司法秩序全般にわたって実現されなければならない。

2.国家による職務 (*taches*) では、基本権が尊重されること、及びその実現が努められなければならないことを、何人も保証する。

3.当局は、基本権が当局に資する限り、とりわけ当局間を結びつける関係においても実現されなければならないことに注意する。

第69条【文化行政】

1.文化は小郡 (*canton*) の管轄である。

2.連邦は国家的利益を呈する文化活動を促進し、とりわけ創作を後押しすることで芸術・音楽の表現を奨励する。

3.その職務を全うするに当たり連邦は、文化の多様性及び地域の言語を考慮に入れる。

第70条【言語】

1.連邦の公用語は、ドイツ語・フランス語・イタリア語である。ロマンス語も、連邦がロマンス語の人々と関係を維持する上では公用語である。

2.小郡はそれぞれの公用語を決める。言語共同体間の調和を保つ為に、小郡は言語の伝統的な地域分布に注意を払い、土着の言語少数民族を考慮に入れる。

3.連邦及び小郡は、言語共同体間の理解と交流を奨励する。

4.連邦はその特別業務 (*taches particulières*) を遂行するに当たり、多言語の小郡を支援する。

5.連邦は、ロマンス語とイタリア語を保護し後押しする為にグリゾン (*Grisons*) とテサン (*Tessin*) の小郡で採られた措置を支援する。

第71条【映画】

1.連邦はスイス映画の製作並びに映画文化を促進する。

2.多様で上質の映画作品の出品を奨励する為に法律を制定する。

第78条【自然及び遺産の保護】

1.自然及び遺産の保護は、小郡の管轄である。

2.その職務を全うするに当たり連邦は、自然及び遺産の保護の目的を考慮に入れる。連邦は景色 (*paysages*)、地方の特色 (*physionomie des localités*)、史跡、天然・自然記念物を管理する。

3.公共利益からの要請があるならば、連邦はそれらを完全に保存する。